

届出の簡素化の観点から、
施設基準を満たしていれば、厚生局に届出を行う必要がなくなった
点数

※届出不要になったが施設基準を満たしていることを明らかにすることができるような準備が必要

	名称	施設基準の主な要件
1	夜間・早朝等加算	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間当たりの表示診療時間の合計が30時間以上の診療所である保険医療機関であること。救急医療を行っている救急省令に定める救急診療所等であるか、又はそれらの病院に定期的に医師が赴いている場合は27時間以上でよい。 ・診療時間については、当該保険医療機関の建造物の外部かつ敷地内に表示し、診療可能な時間を地域に周知していること。
2	明細書発行体制等加算	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所であること。 ・電子情報処理組織を使用した診療報酬請求又は光ディスク等を用いた診療報酬請求を行っていること。 ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。また、その旨の院内掲示を行っていること。
3	臨床研修病院入院診療加算	<ul style="list-style-type: none"> ①指導医は7年以上の臨床経験を有する者 ②研修医2. 5人につき指導医1人 ③医師数は医療法標準を満たす ④臨床研修病院である ⑤保険診療に関する年2回以上の講習実施
4	救急医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる保険医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ア 地域医療支援病院 イ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院又は救急診療所 ウ 「救急医療対策の整備事業について」に規定された病院群輪番制病院、病院群輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院 エ 都道府県知事の指定する精神科救急医療施設 その他、受入体制、関係機関周知 ・第二次救急医療施設として、必要な診療機能及び専用病床の確保していること。
5	妊産婦緊急搬送入院加算	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠状態の異常が疑われる妊産婦の受け入れ及び緊急の分娩対応の体制が整備されていること。 ・産科又は産婦人科を標榜していること。 ・妊産婦である患者の受診時に、緊急の分娩について十分な経験を有する医師が配置されており、緊急の分娩に対応できる十分な体制及び十分な設備を有していること。

	名称	施設基準の主な要件
6	重症皮膚潰瘍管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を標榜し、当該科を担当する医師が管理を行う。 ・個々の患者に対する看護計画の策定、患者の状態の継続的評価、適切な医療機器の使用、褥瘡等の皮膚潰瘍の早期発見及び重症化の防止にふさわしい体制であること。 ・その他褥瘡の皮膚潰瘍の予防及び治療に関して必要な処置を行うにふさわしい体制にあること。
7	強度行動障害入院医療管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること。 ・次のいずれかに該当する病棟であること。 ア 重症心身障害児施設又は独法国病機構の設置する医療機関であって厚労大臣の指定するものに係る障害者施設等入院基本料を算定する病棟であること。 イ 児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する病棟であること。 ・対象患者は、強度行動障害スコアが10点以上かつ医療度スコアが24点以上の患者
8	がん拠点病院加算	<ul style="list-style-type: none"> ・1のイは、がん診療連携拠点病院の指定を受けていること。 ・1のロは、地域がん診療病院の指定を受けていること。 ・2は、小児がん拠点病院の指定を受けていること。 ・保険医療機関の屋内における禁煙の取扱いについて、基準を満たしていること。 ・屋内において喫煙が禁止されていること。
9	小児科外来診療料	小児科を標榜
10	夜間休日救急搬送医学管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関であること、又は都道府県知事の指定する精神科救急医療施設であること。 ア 地域医療支援病院 イ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急病院又は救急診療所 ウ 「救急医療対策の整備事業について」に規定された病院群輪番制病院、病院群輪番制に参加している有床診療所又は共同利用型病院 エ 都道府県知事の指定する精神科救急医療施設 ・第二次救急医療施設として必要な診療機能及び専用病床を確保し、通常の当直体制のほかに重症救急患者の受け入れに対応できる医療従事者を確保していること。 ・夜間又は休日において入院治療を要する患者に対して救急医療を提供する日を医療関係者及び救急搬送機関等にあらかじめ周知していること。

	名称	施設基準の主な要件
11	認知症専門診断管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する専門の保険医療機関であること。(認知症疾患医療センターであること。) ・当該保険医療機関内に認知症に係る診療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。
12	がん治療連携管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・1は、がん診療連携拠点病院の指定を受けていること。 ・2は、地域がん診療病院の指定を受けていること。 ・3は、小児がん拠点病院の指定を受けていること。 ・1及び3は、カンサーボードについては、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい。
13	医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。)に掲げる手術	<ul style="list-style-type: none"> ① 緊急事態対応他、必要な体制が整備。 ② 必要な医師が配置。 ③ 区分ごとに前年(1月から12月)の手術件数を掲示。 ④ 手術を受ける全ての患者に対し、説明を行い、十分な情報を提供。
14	経皮的冠動脈形成術	<ul style="list-style-type: none"> ・当該手術について、前年1月から12月の以下の手術件数を院内掲示すること。 急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの
15	経皮的冠動脈ステント留置術	<ul style="list-style-type: none"> ・当該手術について、前年1月から12月の以下の手術件数を院内掲示すること。 急性心筋梗塞に対するもの 不安定狭心症に対するもの その他のもの